

令和6年5月24日公布 道路交通法一部改正

自転車のながら運転、 酒気帯び運転は 厳罰です!

令和6年11月1日施行

「ながら運転」の罰則が強化!

- 自転車の「ながら運転」(運転中のスマートフォンなどの使用)は、従来、各都道府県の公安委員会規則で禁止されていましたが、改正により新たに罰則規定が設けられ、厳罰化されました。

改正前 罰則：5万円以下の罰金(都道府県公安委員会規則)

- 改正後**
- スマートフォンなどを手に持って、通話のために使用した場合
※その他の無線通話装置(トランシーバーなど)を使用した場合を含みます。
 - スマートフォンなどを手に持って、その画面を見続けた場合
※タブレット端末や携帯型ゲーム機などの画面を見続けた場合を含みます。
- 罰則：6月以下の懲役または10万円以下の罰金(新設)

- 「ながら運転」をして交通の危険(交通事故など)を生じさせた場合
罰則：1年以下の懲役または30万円以下の罰金(新設)
※ハンドルに取り付けたスマートフォンで地図アプリや動画などを見続けることは禁止行為ですが、罰則の適用は交通の危険を生じさせた場合に限りです。



「酒気帯び運転」にも罰則が適用!

- 自転車の飲酒運転は、従来、「酒酔い運転」に限り罰則が適用されていましたが、改正により「酒気帯び運転」にも罰則が適用されます。

■酒気帯び運転とは…呼気1ℓ中0.15mg以上または血液1ml中0.3mg以上のアルコールを体内に保有した状態で運転する行為

改正前 罰則：なし

改正後 罰則：3年以下の懲役または50万円以下の罰金(新設)

- ◆自転車を提供した人や酒類を提供した人、同乗した人も罰則の対象です。

※罰則：自転車の提供者…3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者…2年以下の懲役または30万円以下の罰金



【参考】
「酒酔い運転」の罰則

5年以下の懲役または
100万円以下の罰金
(変更なし)

「自転車運転者講習」の受講対象となる「危険行為」に、「ながら運転」と「酒気帯び運転」が追加されました。

令和6年11月1日施行
その他の改正

- いわゆる「モペット」と呼ばれるペダル付きの原動機付自転車等について、ペダルのみを用いて走行させる場合も、「自転車」ではなく「原動機付自転車等」の運転に該当することを明記しました。

鹿 児 島 県 警 察